

お知らせ

国民年金保険料の納付案内する事業者が変更

日本年金機構では、国民年金保険料の納付の案内について民間委託を実施しています。10月から委託事業者が次のとおり変更となりました。

▽事業者名 アイ・シー・オール バックスグループ シー・ヴィー・シー共同企業体

▽096-221-2800 過去2年以内に国民年金保険料の未納期間がある場合、右記の委託事業者から電話・文書・戸別訪問等により納付や免除等申請手続きのご案内をします。

《振り込め詐欺などにご注意!》

委託事業者が戸別訪問して保険料をお預かりする場

合、顔写真入りの納付特例員証明書(身分証)を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっております。

建設工事等入札参加者の資格審査申請受付

平成25、26年度中に市が行う建設工事及び測量建設コンサルタント業務等の入札に参加を希望される方の申請受付を行います。

◆受付期間 ①市内に本店または支店等の営業所(※)のある業者 12月10日(月)～平成25年1月11日(金)

②前記以外の業者 平成25年1月21日(月)～2月4日(月)

※「市内に支店等の営業所のある業者」とは、本市が別に定める基準を満たす営業所を設置する者而言います。

◆条件・提出書類等 詳しくは、12月上旬から市ホームページに掲載する提出要領をご覧ください。提出要領、入札参加資格審査申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

◆提出方法 郵送(直接提出も可)

◆提出先 本契約検査課(〒328-8686入舟町7-26/☎21-2411)

冬休み児童保育利用申込受付

就労等で、家庭での保護指導を受けられない児童を対象に、冬休み期間中のみの児童保育利用申込受付を

実施します。現在児童保育を利用している方は、申し込みは必要ありません。詳しくは各総合支所へ問い合わせください。申込用紙は本庁、

ハッピー子育て

いじめは人間として取すかしい行いだ

いじめは、力の弱い子や、まじめに努力する子、周りに流されない子、「異質」とみなされた子などを標的にする卑怯な行いです。悪いのはいじめの子であって、「いじめられる側にもそれなりの理由がある」などという理由がある。などというものは全くの間違いです。軽い遊び



本生涯学習課 ☎21-2731

や悪ふざけ、ジョークのつもりでも、いじめられる側の苦しみ・痛みは深刻であることを理解させ、いじめることは、人間として決して許されな

いことであり、いじめを

はやし立てたり傍観したりすることも同じである

そして自分の子どもがいじめをしていると分かったら、必ずすぐにやめさせてください。

家庭教育手帳より(文部科学省)

も利用できない場合があります。

◆対象 栃中央小、栃三小、栃四小、栃五小、南小、大宮北小、吹上小、大平・藤岡、都賀地域内各小学校通学区域内児童保育

◆申込 11月26日(月)～12月7日(金)

◆本ことも課 ☎21-2518

◆大健康福祉課 ☎45-1788

◆西健康福祉課 ☎92-0312

◆費用 ▽甲種5千円▽乙種3千4百円

◆申込期間 12月3日(月)～14日(金) 電子申請11月30日(金)～12月11日(火)

◆申込先 消防本部予防課 ☎22-0119(消防試験研究センター)栃木県支部 ☎028-624-1022

学校給食用物資納入指定希望申請

栃木地域内各給食共同調理場(9か所)で使用する物資の納入は、公正・公平性を期するため、青果物、鮮魚、食肉、豆腐・こんにゃくおよび麺類の納入業者は、指定希望申請書を提出した業者の中から選定することになっております。

業者選定は、申請書の内容及び各調理場の評価表、調

査等から、物資の安全性、品質、安定供給、価格などを総合的に判断して決定します。

◆対象 ①原則、市内に主たる事業所を有し、物資を納入できる方②市物品購入等入札参加資格審査申請及び小規模等契約希望者登録(市内本店業者のみ)の手続きを済ませた方

◆指定期間 1年間(平成25年度)

◆申請期間 平成25年1月10日(木)～16日(水) ▽受付 9時～17時(土、日曜日・祝日除く)

※指定希望申請書は学校教育課にあり。現在各調理場へ納入されている方には、別途配布します。

本学校教育課 ☎21-2726

地域医療連携について

療機関が連携し、それぞれの特長を生かし、地域全体がひとつの医療システムとなって、最適な医療サービスを提供しようというものです。

具体的には、初期診療や慢性疾患で症状が安定している場合などは、診療所(かかりつけ医)に診てもらい、診察の結果、専門的な検査・診療や入院が必要と診断された場合は、治療に適切な機能を持つ病院へ紹介を受けて受診するといった一連の流れが地域医療連携になります。

市が支援する栃木地区メディカルセンター(仮称)においても、急性期から慢性期、在宅医療に至るまで切れ目のない医療提供体制の整備を目指して、地域のかかりつけ医との連携をはじめ、大学病院等の三次医療機関との連携を図っていくことを目指しています。

市民の皆さんには、医療機関の役割等を改めてご理解いただき、地域医療を支える一員として適切な受診に務めると同時に、健康で生き生きとした生活を送っていただきたいと思



今回は、医療機関の連携のお話です。

よく「医療連携」といった言葉を耳にしますが、どのようなものなのでしょうか?

医療機関には、診療所(医院、クリニック等)、病院、大学病院など、機能や規模によりそれぞれの役割があります。しかし、「大きな病院の方が安心だ」などといった大病院志向により、一部の病院に患者が集中し、それぞれの医療機関が持つ本来の役割を果たせない状況が出てきています。

また、医師や看護師などの負担が増えることが、離職の要因ともなっており、医療従事者の不足は、病院の破綻、最悪のケースでは地域医療の崩壊を招くおそれもあります。

医療連携とは、このような状況の中で、バラバラに医療サービスを提供するのではなく、地域の医

本 地域医療対策室 ☎21-2419

農業用軽油引取税免税証の交付申請について

農作業に使用する軽油は、免税証の交付を受けることで、軽油引取税が免税になります。平成25年分の免税証の交付申請を受け付けますので、ご希望の方は申請してください。また、県の事務事業の見直しにより、今回から申請窓口が下都賀庁舎1か所となりますので申請の際はご注意ください。

皆さんにご不便をお掛けしますが、ご理解よろしくお願ひします。

申請期間は1月7日(月)～25日(金)(土日祝を除く)大幅に拡大しました。

混雑を避けるため、対象地域を設けましたので、ご協力をお願いします。なお、対象地域の受付日にお越しいただけない場合は、期間内で都合の良い日に申請してください。

◆受付日等

Table with columns: 受付日, 対象地域, 会場. Rows include dates from 1/7 to 1/25 and locations like 下都賀庁舎第1別館 and 下都賀庁舎第2福利厚生棟.

各日とも 8:45～11:30 および 13:00～16:30

※朝一番、午後一番の時間帯は大変混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。

◆申請に必要なもの

(1) 免税軽油使用者証 (2) 印鑑 (3) 免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書又は領収書を添付、写しでも可) (4) 手数料 420円(新規申請および使用者証更新の場合) つり銭の無いようご協力をお願いします。 ※新規申請および耕作面積が増えた場合のみ (5) 耕作証明書(使用者証更新のみの場合には耕作証明書は不要になりました) 必要な方は農業委員会または各総合支所産業振興課・産業建設課で発行します。あらかじめご用意のうえ会場にお越しください。(発行手数料200円)

注: ①新規申請および交付数量の見直しを希望される方は、後日の交付になります。 ②新規申請および登録機械の入替えがある方は、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えるか、パンフレットをお持ちください。 ③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

◆問合せ

○栃木県税事務所 免税軽油担当 ☎23-3416(農業用軽油免税証について) ○栃木市農業委員会 ☎21-2526(耕作証明書について)